

安全で快適な道路に

市では、公共的に利用されている私道の整備費用を助成しています。また、道路には利用のルールがあります。垣根や植木の管理や看板設置の手続きなど、ルールを守り、安全で快適に道路を利用しましょう。

私道の整備費用を助成

生活環境の向上のため、公共的に利用されている私道の舗装と排水施設の整備を行う方に、必要な費用の一部を助成しています。



主な要件

- ・通勤、通学、買い物など、一般の交通に使用されている私道
- ・私道の敷地所有者やほかの権利を有する者の同意が得られる
- ・私道に接続する道路が整備されている
- ・排水先が確保されている
- ・工事に支障となる地下埋設物がない
- ・私道に接する斜面が工事に支障のない程度に保護されている
- ・私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住家屋が2軒以上ある(所有者が3親等内の親族の家屋は、1軒として扱います)

助成率

私道の状況	私道の幅員および居住家屋の軒数	助成率*
通り抜け道路	①最小幅員が2.7m以上	9割
	②最小幅員が2.7m未満	8割
行き止まり道路	③最小幅員が2.7m以上、かつ私道に出入り口を有する家屋が5軒以上	8割
	④最小幅員と家屋軒数のいずれかまたは両方が③の条件を下回る場合	6割

*いずれも800万円が上限

リーフレット 土木事務所、土木管理課、区役所地域振興課で配布。

要件に該当するかなど、詳しくは土木事務所にご相談ください。

問土木事務所管理課

中央・美浜 ☎232-1151 FAX232-1155 花見川・稲毛 ☎257-8841 FAX257-8777
 若葉 ☎306-0655 FAX306-0968 緑 ☎291-7121 FAX291-7742
 都市計画課(屋外広告物許可関係) ☎245-5307 FAX245-5627



垣根や樹木の枝が道路に出ていませんか

垣根や枝が道路にはみ出していると、交通標識が見えにくくなるだけでなく、道路が狭くなり、通行の支障となります。また、台風などにより枝が折れても、同様に通行の支障となります。



敷地内にある垣根や枝は切り払うなど、所有者が適切に管理してください。

道路の上空に看板を出すときは占用許可が必要です

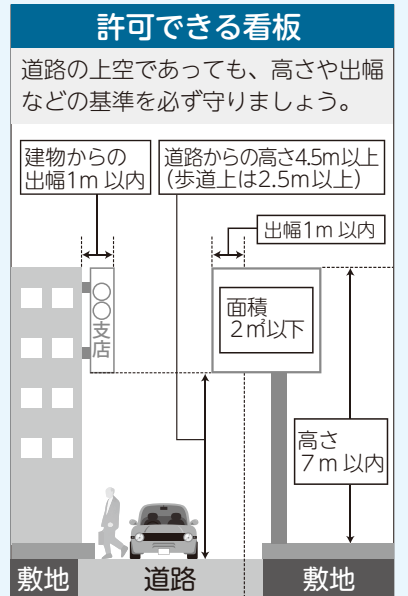
道路(上空や地下も含む)を継続的に使用するには、市などの道路管理者の許可が必要です。道路上空に突き出る看板類については、道路法と屋外広告物条例に基づく許可が必要で、それぞれ土木事務所と都市計画課への手続きが必要です。

また、道路の上空占用に伴い、道路占用料と屋外広告物許可申請手数料がかかります。

許可できる基準など詳しくは、

[千葉市 道路上空 看板](#)

*置き看板やのぼり旗などは許可できません。



受付期間5月6日(木)~31日(月)

桜木霊園合葬墓の使用者募集

桜木霊園合葬墓の使用者を募集します。合葬墓は、普通墓地や芝生墓地と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵する形態の墓地です。承継の心配もなく、墓石を設置しないことで費用を軽減できます。合葬墓に納骨された遺骨は、建物内に設置された納骨棚に使用許可後30年間安置した後、ほかの遺骨と合祀します。



参拝スペース

申込対象 市内に1年以上(申込区分◎は1年以内でも可)継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地または芝生墓地の使用許可を受けていない方(申込区分◎を除く)

使用料 1体7万円(施設の維持管理費を含む)

申込方法 5月6日(木)~31日(月)消印有効。申し込みのしおり(5月6日(木)から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区役所地域振興課で配布)に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可(5月6日(木)8:30~31日(月)17:00受信分まで有効)。

使用者の決定 7月9日(金)9:30~11:30、市役所8階正庁で公開抽選(結果は全員に通知)。当選した方は、8月16日(月)までに資格審査を行います。

申込区分・募集数・申込資格

	申込区分	募集数	申込資格
焼骨をお持ちの方*1	①1体分	150枠(150体)	申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方
	②2体分(焼骨2体分または焼骨1体分と申込者本人)	265枠(530体)	
	◎市営墓地返還	160体	現在、市営霊園(桜木霊園・平和公園)の普通墓地または芝生墓地の使用者で、使用中の墓地を返還すること
生前に申し込む方	①1体分	75歳以上*2 80枠(80体) 75歳未満*3 80枠(80体)	申込者本人が使用すること
	②2体分	50枠(100体)	申込者本人が使用し、申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方(申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可)

*1 祭祀を主宰する方が申し込みます。なお、分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、および千葉市パートナーシップ宣誓をしている方に存命者がいない場合は、ご相談ください。

*2 1947年(昭和22年)4月1日以前生まれ

*3 1947年(昭和22年)4月2日以降生まれ

問桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 FAX231-0124